

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 4 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K12415

研究課題名（和文）経済の無形資産化と税制改革：米国レーガン税制からトランプ税制への政策進化

研究課題名（英文）Intangible Economy and Tax Reform in the U.S.: Policy Change from Reagan to Trump

研究代表者

河音 琢郎（KAWANE, TAKURO）

立命館大学・経済学部・教授

研究者番号：90273870

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は以下2つの目的を企図した。第1に米国1986年税制改革法の意義を今日の米国経済の知識経済化、グローバル化の見地から再評価することである。第2に今日の米国税制改革と新国際課税改革との関係で1986年税制改革法の意義を再評価することである。

第1の目的においては86年税制改革法の雛形となった84年財務省報告がレベル・プレイング・フィールドを意識的に追求し、それが米国産業再編に寄与したことを確認できたが、明白な実証までには至らなかった。第2の目的については86年税制改革が、2017年TCJAによるサプライサイド的対応とバイデン政権による増税志向との対立に結実している現実を示すことが出来た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、米国の1986年税制改革法が、個別の産業的利害を超えて課税ベースを拡大し、レベル・プレイング・フィールドの設定に成功し、その後のダイナミックな産業再編に寄与したメカニズムの解明を企図したものである。その構成要素は単純ではないものの、当時財務省が描いていた包括的所得税に基づいた構想が、複雑な政策過程において立法化に至る耐久性を有していたことを示唆できたことが本研究の最大の貢献である。

この点は、我が国において、産業再編を促進する税制改革が既存産業の既得権益によって阻まれてきた現実とは対照的であり、今後の我が国の税制改革の方向性にとって貴重な示唆となる研究である。

研究成果の概要（英文）： This study has two objectives. First, to reevaluate the significance of the U.S. Tax Reform Act of 1986 from the perspective of the knowledge-based economy and globalization of the current U.S. economy. Second, to reevaluate the significance of the 1986 Tax Reform Act in the context of today's U.S. tax reforms and the new international tax reforms in OECD/G20.

For the first objective, we were able to confirm that the 1984 Treasury Report, which served as a basic model for the 1986 Tax Reform Act, consciously pursued a level playing field, and that this contributed to the drastic reorganization of U.S. industrial structure, but we were not able to provide clear evidence. For the second objective, we were able to demonstrate the reality that the 1986 tax reform resulted in policy arguments between the 2017 TCJA's supply-side response and the Biden administration's revenue increasing policy.

研究分野：社会科学

キーワード：税制改革 産業再編 サプライサイド経済学 無形資産 グローバル化 アメリカ 国際課税

1. 研究開始当初の背景

- (1) 知識集約型産業構造への転換が進む今日、無形資産の意義は高まる傾向にある。そうした下、無形資産に対する課税のあり方が国際的な政策争点となっている。こうした知識集約型産業化と無形資産化が極度に発達しているのがアメリカである。
- (2) 今日の知識集約型産業へのアメリカの産業構造の転換において、当時の成熟産業の既得権益を排し、レベル・プレイング・フィールド整備の見地から課税ベースの抜本的な拡大を実現させた1986年税制改革法の果たした歴史的役割は大きい。この点は、租税特別措置の乱発を排すことができず、抜本的な課税ベースの拡大を実現できていない我が国とは対照的であり、それゆえアメリカにおいて抜本的な課税ベース拡大の税制改革が功を奏したメカニズムの解明は我が国の税制を考える上で参考になり得る。

2. 研究の目的

(1) アメリカの1986年税制改革法が産業再編に及ぼした作用を明らかにし、無形資産経済の台頭という今日的視点から同法のインプリケーションを再評価する。

(2) 逆に、経済の無形資産化の進展が税制にもたらした諸課題を明らかにし、それに対するアメリカ税制の対応を分析し、評価する。

3. 研究の方法

(1) 1986年税制改革法の政策形成・立法過程について、アメリカ財務省をはじめとした一次資料を収集、分析する歴史的アプローチを採る。

(2) 1986年税制改革法以降、2017年減税・雇用法を対象に、無形資産に対するアメリカの租税政策のあり方を、業界専門誌や政策当局者に対するヒアリング調査を通じて明らかにする。

4. 研究成果

(1) 1986年税制改革法が、財務省主導でその雛形が形成され、その産物としての1984年財務省報告がベースとなってレーガン政権、さらには議会両院での86年税制改革法への立法化につながった、そのプロセスはSteuerle (1992)などにより明らかにされているものの、なにゆえ財務省が主導的な立場を採り得たのかについては必ずしも明確ではなかった。この点、2023年9月にスタンフォード大学所在のフーバー研究書所蔵の、Charles McLure Paperのアーカイブス資料を収集し、その検討を進めた結果、1984年に財務省に自由裁量を与えた形での政策形成のアーリー形成において、1984年1月のレーガン大統領の一般教書演説での言及が大きな役割を果たしたこと、さらにはレーガンのスピーチにあたっては、財務省内部のスタッフが、レーガン大統領に財務省主導の税制改革を言わしめるべく、相当以前から能動的に働きかけていたことが明らかとなった。その成果は、河音(2024)において公表した。ただし、このような評価は、財務省内部の資料に依拠したものであり、ホワイトハウス側、さらにはリーガン財務長官側の資料をも含めて検討すべきという意味で、暫定的な結論にとどまっている。

(2) 2017年減税・雇用法に体现されたアメリカの国際課税改革のルーツが、2010年代初頭の議会における議論においてすでに政策体系としては整理された形で合意されていたこと、また、同法による無形資産に対する国際課税改革が、今日のOECD/G20らによる新国際課税ルールの提起に大きな議論を及ぼしている一方で、価値創造との関係で、依然理論的な課題と現実政策との間にギャップがあることが明らかとなった。この点については、河音(2022)、篠田(2021)、(2022)、(2023) (河音・豊福・野口・平野編著(2023)所収)として公表した。

(3) 2017年減税・雇用法による法人税、国際課税改革は、アメリカ租税システムの国際的な租税システムへの参入に道を開き、OECD/G20による新国際課税ルールの提唱に大いに寄与する契機となった一方で、依然アメリカが新国際課税ルールに参加する政治上のハードルは高いのが現状である。そうした現状に対して、バイデン政権は、イエレン財務長官を中心に、新国際課税ルール、とりわけ、グローバル・ミニマム課税を軸としたPillar2への積極的な関与を訴えているが、議会の反対に遭って身動きが取れない状況にある。こうしたグリッド・ロックとも言える現状に対する政策当局者の認識と今後のアメリカの租税政策の展望について、バイデン政権初期において財務省租税政策担当次官を務めたKimberly Clausing (現カリフォルニア大学ロサンゼルス校教授)に2023年9月にヒアリング調査を行った。その結果、国際課税改革、さらには国内の大規模な租税政策の転換にとって、2025年がクリティカルな年であり、そうした視野から今日の税制改革論争をトレースすることの重要性が明らかとなった。ヒアリング調査の内容の

一部は、Clausing and Sarin (2023)においても確認することができる。Clausingの指摘の評価も含め、アメリカの新国際課税改革への関与のあり方に関する研究を進める必要があるが、この点については、いまだ研究成果として公表するには至っていない。

引用文献：

Clausing, Kimberly and Natasha Sarin (2023) *The Coming Fiscal Cliff: A Blueprint for Tax Reform in 2025*, Brookings Institution, The Hamilton Project, Sept.

Steuerle, C. Eugene (1992) *The Tax Decade: How Taxes Came to Dominate the Public Agenda*, The Urban Institute Press.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 篠田剛	4. 巻 32
2. 論文標題 経済のデジタル化と課税をめぐる国際協調と米国の税制改革	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 租税理論研究叢書32 災害・デジタル化・格差是正と税制のあり方	6. 最初と最後の頁 152-169
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河音琢郎	4. 巻 316
2. 論文標題 新国際課税ルールの特徴と課題：巨大多国籍企業と「底辺への競争」への対応	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 経済	6. 最初と最後の頁 80-91
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 篠田剛
2. 発表標題 経済のデジタル化と課税をめぐる国際協調と米国の税制改革
3. 学会等名 日本租税理論学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 河音琢郎
2. 発表標題 アメリカ1986年税制改革法の成立過程と今日的再評価
3. 学会等名 アメリカ経済史学会
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 河音琢郎、豊福祐二、野口義直、平野健	4. 発行年 2023年
2. 出版社 大月書店	5. 総ページ数 347
3. 書名 21世紀のアメリカ資本主義：グローバル蓄積構造の変容	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担 者	篠田 剛 (SHINODA TSUYOSHI) (50717866)	立命館大学・経済学部・准教授 (34315)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------